

シンポジウム「司法における差別—ハンセン病問題と藤本事件—」

平 井 佐和子

「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対する熊本地裁判決（二〇〇一年五月一日）は国のハンセン病政策の過ちを認め、その後の国の控訴断念によってこの判決は確定した。こうして、なぜ九〇年にわたって誤った隔離政策を続けてきたのか、このような誤りを再び繰り返さないためにはどうしたらいいのか、という真相究明あるいは再発防止等の課題を引き継ぐため、「ハンセン病問題に関する検証会議」（二〇〇二年一月～二〇〇五年三月）が、このようなハンセン病政策の歴史と実態について、多方面からの検証を行い、再発防止のための提言を行うための第三者機関として設置された。ハンセン病患者が被告人とされた「藤本事件」も検証課題の一つとして掲げられ、最終報告書ではこの事

件の捜査・裁判過程が「憲法の要求を満たし」ていなかったことが指摘されている。ハンセン病であるがゆえの差別・偏見が、裁判所を含めた司法プロセスにいかにも深く影響を及ぼしていたか、という問題を解明する上で、藤本事件の真相究明は避けて通れない。そこで、「検証会議」の成果を引き継ぎ、ハンセン病問題解決のための努力を継続する一つのきっかけとして、今回のシンポジウム「司法における差別—ハンセン病問題と藤本事件—」を企画した。

基調講演は、一九五四年の上告審以降、弁護士を務められた関原勇弁護士にお願いした。関原氏は、一九二四年生まれ。一九五一年に弁護士登録され、東京合同法律事務所所に所属し、その後一

九五六年に第一法律事務所を立ち上げた。八海事件をはじめとして、菅生事件、白鳥事件など、多くの著名な刑事事件に関わる。

パネルディスカッションには、上記ハンセン病問題に深く関わるお二人に加わっていただいた。徳田靖之氏（弁護士）は、ハンセン病違憲国賠訴訟西日本弁護団代表で、原告勝訴へと中心的な役割を果たしてこられた。内田博文氏（九州大学教授）は、「検証会議」の副座長として、また最終報告書の起草委員長として、再発防止策の提言をまとめられた。

藤本事件について簡単に紹介しておきたい。藤本事件とは、一九五〇―一九五二年に熊本県菊池市で起きた二つの事件をいう。この事件の背景には、戦後の「無らい県運動」と菊池恵楓園の増床計画、ハンセン病患者専用となる菊池医療刑務所設立に伴う強制隔離政策があると考えられる。本件被告人である藤本松夫氏は、未収容患者に対する「全患者」収容方針のもとで、入所勧告を受けた一人であった。そして、一九五一年八月、藤本氏に対する入所勧告に関わった村職員方にダイナマイトが投げ込まれる事件が発生すると、「逆恨み」の末の犯行だとして逮捕されたのである（殺人未遂事件）。藤本氏は、ハンセン病療養所である菊池恵楓園内の菊池拘留所に収容され、懲役一〇年の判決を受ける。被告人は、無実を主張し、福岡高裁に控訴したが、その控訴審中一九五

二年六月一六日、拘留所を脱走した。この脱走中に発生したのが、同一被害者にかかる殺人事件である。「逆恨み」という文脈のもとで、当然のように藤本氏の犯行だととらえられ、五回の公判のうち、一九五三年八月二九日、熊本地裁は死刑判決を言い渡した。この事件の特異性は、療養所内に設置された特別法廷で出張裁判が行われ、被告人は裁判所構内の通常の法廷に一度も立つことなく、死刑判決が言い渡され、そして死刑が執行されたということにある。

シンポジウムは、二〇〇五年三月一九日、西南学院大学において開催され、約一五〇名の参加を得た。以下は、当日の基調講演と、それに続くパネルディスカッションの模様を書き起こしたものである。括弧内は筆者が補足した。なお、文責は筆者にあることをお断りしておきたい。

(1) なお、関係者のプライバシーの観点から、本件を「菊池事件」と呼ぶ動きも広まっている。本稿では、報告という性質上、藤本事件と表記することとする。藤本事件については、平井佐和子「藤本事件について―『真相究明』と再審―」（九大法学八四号、二〇〇二年）を参照。また検証会議最終報告書はHPでも公開されている。以下のURLを参照。
http://www.jlf.or.jp/work/hansen_report.shtml

【基調講演（関原勇氏）】

1 弁護士として

今日、皆さんにお話をする前に、新聞記者の方が私の家に来られまして、聞かれるんです。「なんで藤本事件の弁護をやるようになったんですか」と。しかし、答えようがない。一番簡単な答えは「こういう職業をやっていたら、当然義務感というものがありませんからね」と言うんだけど、執拗に食いつがられ、なんでなんでと聞かれると、まるでらつきょうの皮をむくようなもので、しょうがないから「やっぱりガキの頃からかねえ」と苦し紛れに言い出す。子どものころ別に弁護士になりたいと思っていなくてではないけれど、いじめというのはどうしてもいやだという気持ちがあった。それがいつの間にかこういうことに、というわけです。

先ほど私の経歴なるものを言われましたけれども、東京合同法律事務所に入って、いろいろな事件をやりました。一九五一年から五二年の約二年の間に、刑事事件で一〇件くらい、被告人の延べ人数で五〇人はいたような事件をいっぱいに持たされました。今とは比べようもないけれども、裁判記録を謄写するお金もない。

最後はしょうがないから、ある裁判所に頼み込んで、その日の公判が終わって、前に出来上がった調書を頼むから見せてくれ、と言って、宿直室に入り込んで、そこで前々回の公判調書を見ながら、作戦を立てるといふようなことをやっていました。今考えてみるとまるで嘘みたいな話ですが、何しろ事件の数は多いし、もうそんなことで、裁判所をぐるぐる回るだけで精一杯だった。

今になって反省しますけれども、そんなに数が多いのを弁護士一年生がやるとどうしても完璧な仕事はできっこない。それでも刑事事件をやっているうちに気が付いたことは、法廷で立たされている被告人の徹底した味方になること。被告人の言い分を裁判にどの程度反映させるかというのが、反映させられたかどうかは別にしても、それがまず第一の任務だろうということです。ある日、どうも一人の被告人が元気がない。法廷でしょんぼりしているから、原因を調べてみると、どうも家族に問題があるのが分かる。家族のことを慮っていると、法廷で満足な防御方法を講じることができない。そうすると、これは今すぐ被告人のために、家族の状況、実情を調べないと本当の意味での弁護活動にはならないということに気が付く。もつとも気が付かざるを得ないような、何しろひどい時代でしたが、泊まるところがないから、関係者の家を泊まり歩くんです。そうするといわば、生活の隅々まで分か

る。それで、そういう問題の手当てをすると、被告人がようやく落ち着く。そういうことで弁護活動というのは、被告人を主体にして、法廷で闘うことがまず第一だが、闘いの基礎を作るためには家族と連帯して、家族の生活をこちらも十分飲み込まなければいけないことに気が付く。

そのうちに、私も根は職人弁護士ですから、いつまでも沢山の事件をやるのがどうもね。先輩の先生について、もっと徹底してやらなきゃいけない事件にぶつかりたいと思っていたら、弁護士三年生のときに、後に有名になった事件で、八海事件（一九五一年山口県で起きた強盗殺人事件。共犯者供述より逮捕・起訴され一九五二年死刑判決を受ける。一九六八年第三次上告審で無罪。）というのがありまして、正木ひろしという先輩弁護士から、その事件の上告審の弁護をやら

ないかといわれた。そこで私は私なりに考えた。二五歳ぐらい上の、親父みたいなもんですな。その先生方の仕事振りを「学ぼう」というのでもなく、一緒にくっついて回ったら、なんか得るところがあるんじゃないかと。正木弁護士、それから松川事件の岡林辰雄弁護士、この二人の仕事を見ようということで、ついて回った。何しろ正木さんの物証に対する透徹した洞察力はすごい。それから岡林さんの関係者に対する説得の仕方というのは天下一品。弁護士という職業に三、四年経ってからそういう先輩に触れることができて、なんととはなしに刑事弁護に興味を持つようになる

った。

2 ハンセン病問題と藤本事件

そういうことをやっているうちに、今日のテーマの藤本事件が、自由法曹団の本部があった東京合同法律事務所を持ち込まれる。そこで誰がやるか、ということになるわけですが、たまたま私が独り者で、今言ったように西のほうに縁がある、と。こちらも独り者で気が楽ですから、一九五五年の初めの頃に、事件を引き受けた。東村山市にある多磨全生園に行つて、全患協（現全療協）の幹部の人に話を聞く。初めてハンセン病の患者さんと出会ったんです。

全くハンセン病を知らなかったわけじゃない。戦前に観た映画の『小島の春』（一九四〇年）と、北条民雄の『いのちの初夜』（一九三六年）、それしか知らなかったんですよ。その頃ハンセン病を怖いと思わなかったのか、とよく聞かれるんですけど、そりゃあ怖いと思う。昔の人にとつてみれば、うつるかもしれないと思つていたと思いますよ。だけど、そんなこと言つても、頼まれた以上は動かなきゃならんですよ。義務感です。で、多磨に行つて、全患協の人たちと会つてみると、この人たちはなんで病気になるだろうと思つた。病人と言われても、こっちはびんと来ない。

色々聞いてみると、いや、そんなに簡単にうつりはしませんよ、ということ言われる。

それで、その年の三月に初めて熊本に行きました。菊池恵楓園自治会の皆さんとお話をして、藤本松夫さんに初めて面会したんですが、驚いたのは、医療刑務支所の表門から入って、まず長靴を履かされて、クレゾールの消毒池を渡り、白い予防着を着せられる。こんなものかなと思いつながら、最初はそんな格好で面会したわけです。それで本人に会ってみて、この人がなんで病気なのかと思つた。というよりも、藤本松夫本人は、私に向かつて、「先生、私はハンセン病患者ではありません」と。じゃあ、患者でない人がどうしてここにいるんだよ、ということになって、それは後になって考えれば、自分は患者だとは思わない、自分のように自覚症状もほとんどないような人間がなんでこういう療養所に入らないといけないのか、ということと言いたかつたんだと思います。

弁護士と被告人の関係について一言いいますが、私どもの仕事にとつて一番大事なことは、被告人と弁護士である私、どんな事件でも同じです。ハンセン病だからとか農民だからとか、そういうことは関係なしに、弁護士としては、まず本人との間に信頼関係、お互いに人間的に信頼し、信頼される間柄にならなければ、

これは仕事が成り立たないのです。信頼というのは、本人が切々と述べたり、いろいろ言うことを、真摯に受け止めること。本人が言う通りに行動してみよう、本人がアリバイがあると云えば、できる限り本人の言い分に従つて行動する。

そこで本人はアリバイを主張していましたから、そのアリバイを立証しようと思つて、本人の挙げる関係者のリストを作つて、それで動くようになりました。はつきりいえば、私が本当か嘘かなんて判定をすべきではない。弁護士はあくまでも判定者じゃないんだよね。弁護士というのは、被告人の唯一の利益代表なんだ。被告人のために動くことが弁護人の義務だと私は思つた。だからそれに従つて動いたまでだけど、そこから先が、大変ですわ。車の運転免許も持つてないし、大体車なんて使えっこない。山の中に入り込んで、ともかく被告人の言う関係者のところを一軒一軒訪ね歩いて聞くしかない。だけど、聞くしかないといっても、聞いただけでは、困るわけだ。私が聞いたことを、私の記憶で全患協の人たちに伝えるわけにはいかない。そのとき役に立つたのが、話が前後するけれども、当時福岡高等裁判所で、菅生事件（一九五〇年大分県で起きた駐在所爆破事件。一九五五年懲役一〇年の有罪判決後、警察による謀略事件であることが発覚し、一九五八年無罪判決。一九六〇年確定）の控訴審の弁護人になつたものだから、九州の新聞や放送の記者と知り合いになつて、デンスケという、重たいテープレコーダーを借りるこ

とができた。そのダンスケを担いで、関係者の間を歩き回って、話を録音した。

どうしてそういうことをやったかという点、普通の事件だったら家族が動く、あるいは家族じゃなくても関係者が動けるんだところが、表向きに「らい予防法」という法律がある以上、ハンセン病患者の人たちは外に出られない。関係者が何とか藤本さんの言い分を聞こうと思っても、それには制限がある。だとするならば、そういう不当な―当時は「不当な」という言葉を使わなかったけれど―制限を受けている人たちのために、もちろん藤本松夫のためにと以上に、長い間いろんな意味で苦しめられた、元患者の人たちのために動くには、私が聞いた話を伝えるのではなく、録音したそのものを聞いてもらったほうが手っ取り早い。ダンスケ担いで、一人一人聞いて歩いてね、聞かれた人も録音機だと思っている人はいなかったらうけど、ともかく全部録音して、全患協の人たちに聞いてもらった。

こういうふうには、私が間に入って、不自由を強いられた人たちの代わりに動くという作業をやるのが一番いいと思った。それから、資料集めに各町村役場を歩いて回らないかと誘った。いやあ、後になって感謝されたね。「療養所の中から外に出て、世間の風にあたった」と。私はそういう意味で、自分のためでなく、

そういう関係者の方のためにできるだけの方法で、動き回ったり情報収集したりする。しかも私個人ではなくて、そういう患者の人たちと一緒に行動すると。一緒に行動することによって、社会との接点に結び付けるんだと。それだけじゃもちろん十分じゃないから、前からハンセン病に関心を持っている、いわゆる知識人あるいは歌人などに呼びかけた。各園には患者の人たちが編集している、いろいろな雑誌があります。短歌とか俳句とか、そういう作品を添削したり批評する方が何人かいらっしやいました。とにかく関心もって動く人は、皆で一緒に動こうということで、出版活動をしたりする。弁護士の仕事というのは何も法廷で弁護するだけじゃないんだ。情報活動するときには、関係者の人たちができるだけ動いてもらう。ジャーナリストにも一生懸命頼む。

そんなことでやっているうちに、何とはなしに、みんなの連帯という気持ちが出てくるんですよ。そういうときにね、私個人があんまり表に出ないで、そういう下ごしらえみたいな役割をするのが、本来の私どもがやらなきゃならない仕事じゃないかなあ、と思ったんです。

そうして、だんだん作業は進む。だけど、資料を見ていただければ分かるけれども、ダイナマイト事件の時には、被告人の親族も、代議士だった石坂（繁）弁護士を私選弁護人としてお願いし

ていたんですが、さすがに、拘留所から逃げ出して、逃げ出した間に殺人事件が起こるようなことになる、状況はあんまり良くないですね。そんなことで、殺人事件の一番は国選の弁護士。国選だから悪いという言い方は私はしたくないし、しちゃいけないと思いますが、現実の裁判というのはね、一番で闘い、二審で闘い、そういう積み重ねの上になら上告審があり、もつと極端に言えば、上告審が駄目でも、再審で頑張るといふうに糸がつながるんだけども、残念ながらこの事件は、世間の予断とか偏見というのか、もう最初から、藤本松夫さんの殺人だという前提で、報道もされている。そのようなときに、弁護方針を出せと言われて、弁解になるかも知れないけれども、そう簡単に、弁護方針を出せるものじゃない。だから、さっき言ったとおり、藤本松夫さんの言うとおりのアリバイの関係で話を聞いて回った。その中で一番引つかかったのは、藤本松夫さんが、殺人があつたと思われる日の夜に、伯父さんの家に立ち寄ったことは、どうも動かしがたい事実のようである。当然、伯父さんの家に話を聞きに行きます。だけど、聞きに行つたって、どこの若造が来たかつていう顔されて、もう相手にもされない。ということで、別のところに叔父さんがいた。ここがアリバイを主張する、その家なんです。一回行つて、はあそうですか、なんて言う人いませんよ。こちらも

覚悟決めました。一回行つて喋つてくれるなんていうことは期待できない。

じゃあ、どうすればいいんだということになるけど話は簡単、何回も通うしかない。何回もと言つたつてね、私の住んでるところは横浜です。横浜から熊本まで通うとなると、当時急行しかないから、二四時間かかるんです。こりゃあえらいことになつた、と思ひました。でも引き受けた以上は逃げるわけにはいかなかった。そういうような気持ちで、何年通つたかなあ、回数は覚えていなくても、ともかく何年間か通いました。通つたからといって喋つてくれるというものでもない。実際には、なにかきつかけを掴まないといけない。

3 科学鑑定と裁判所

その間にも裁判は遠慮なく進行する。上告審というのは、ご存知のとおり狭い審理ですよ。口頭弁論も二回やりました(一九五六年四月一三日と一九五七年三月二日の二回行われている。)。といつて、その段階では、原判決を論破するだけの私の知識もない。具体的にいえば、私が弁護士になつた一九五一年の段階で、法医学的な知識が我々弁護士にあつたかという、ほとんどなかった。裁判所なんてもつとひどいもんだ。後に判明する、死刑再審四事件。免田事件は別として、財田川事

件であれ、松山事件であれ、島田事件であれ、証拠の中核部分は古畑種基さんの鑑定だったんです。当時、裁判所は、古畑さんに丸投げするようなもの。本当は、裁判官自身が考えるべきなんだけど、当時の裁判官はそんなレベルにない。弁護人のほうもあんまりない。それだから裁判所は、古畑鑑定が出ると、弁護人が再鑑定を請求しても、「素人のくせに、何を言うんですか」という感じで却下。それが一九五一年から四、五年以上、日本の裁判の現状だったんですよ。

一九五五年、正木ひろしが、古畑・東大法医鑑定に対して真正面から、法医学批判をやりました。それを私は横から見ている、おそらくこういう法医学鑑定批判は将来の裁判の方向を決めるだろうと思つた。弁護人が法医学鑑定批判のテクニクを身に着けない限りは、勝てない。そういうことがだんだんとわかつてきて、藤本事件でも応用してみようという気が付いた。そういう角度で事件を見直したら、本当にもう、裁判官のひどいこと。正木ひろしが拓いた、法医学鑑定から誤判の突破口を探索ということをテクニクとしてだんだん身に着けて裁判批判をやるようになって初めて、日本の裁判官の科学的認識のお粗末さが分かった。弁護人の切なる願い、究極に言えば正義の実現のために、こういう事実を国民の知らせなければ、日本の裁判は良くならない。裁

判官というのは、敗戦後ほとんど公職追放にはならなかったから、頭は旧刑訴法のまま。私らのほうは新しい法律でやるんだけど、裁判官は権力を持っているからね。「辩护人、そんなことを言つたつて駄目ですよ」と蹴つ飛ばされるのがおち。

そんなことで、日本の裁判を良くするためには、裁判官の頭を切り替えさせる。それには、やつぱり辩护人しかいません。それも抽象的にやつても駄目。具体的な事件を通じてやれということ、やつたわけです。日本の裁判所を良くするには、辩护人は辩护人として闘わなくては。同時に、そういう事実を皆に知らせて、裁判批判をより広げるべきだと考えた。そういう意味では、正木ひろしの側について仕事を手伝つて、のちに八海事件では著書（正木ひろし『裁判官—人の命は権（力で奪えるものか）—一九五五年）や映画（『真昼の暗黒』一九五六年）も出て、やつと日本の裁判は緒についたかな、という感じを持つたわけです。

ですから、私は事件が難しいからといって、背中を向けてはいけない、できるだけのことをやるしかないと思つてやりました。結局私は、私は藤本さんがハンセン病だから一生懸命やつたとか、そういうわけじゃない。誰であれ、困っている人から頼まれたら、その頼みに応えるのが本来の辩护人の義務なんだから、それをやつただけでございます、という以外には言いようがない。

4 おわりに

藤本松夫さんが処刑される前のことですけれども、夜中に跳ね起きるんです、何回も何回も。だけど、藤本松夫さんが処刑されたあと、寝れるんだよ。こんなこと人に喋ったらえらいことになると思った。だけど、徳田さんたちがやってくれた熊本判決が出て、私はこれで初めて、藤本さんが処刑されてから寝れるようになったということも言っても大丈夫だと思っただけ。だから、本当に二〇〇一年の熊本判決を勝ち取ってくれた、徳田先生をはじめとする国賠訴訟弁護団には、個人的にもようやく肩の荷を降ろしたよ、とそういうことを改めて御礼を申し上げる。

死刑というのは、こんな極限の刑はないからね。それは先輩の先生方からはよく言われました。命があつてこそ真実の探求はできるけれども、命がなくなったら誰がやってくれるんだと。散々言われましたけれども、今度は自分がそういう立場になつてくるなんていうのは、もう命がいくつあつても足りないと思ひました。死刑再審事件のS事件。明らかに無実だから頑張れといつているときに、あるとき、被告人が、早く処刑してくれなんてこと言い出して。だけどわかるね、そういう心境は。それはもう、あんな残酷なことはないんだよ。それは免田栄さんの手記にも出てくるけれども、本当に毎日毎日が命をすり減らしているんだね。あ

んな残酷なことはない。死刑という制度は今もあるけれども、冤罪を防ぐために、誤判をなくすためには死刑制度は絶対いけないと思う。現にイギリスではもう死刑はないんです。死刑がないからといって、犯罪が増えたわけじゃない。特にIRA関係の事件の映画（父の祈りを一九九三年）を観てつくづく思つた。死刑制度がなくなつたからこそ、あとになつて冤罪が証明できた。被告人を殺してしまつたら、冤罪への道は絶たれるんだ。だから、そういう点では、私は死刑制度にはどうしても納得できない。

一九七五年の白鳥決定以後、ようやく死刑冤罪四事件の再審無罪の糸口ができたんで、そろそろこれは藤本事件について、調べなおそうと思つて、一九八四年ごろ、療養所で調べたりするようになりました。ところが、ある医学文献を調べに菊池恵楓園の資料室に行つたら、ツバメが飛んでるんです。国家の財産ですよ、それをツバメが飛んだり、クモの巣だらけで、これはもう行政が退廃していると。まず、調べの道が絶たれる。今度は長島愛生園に行つた。目録を見てその中からこれが見たいと言つた。したら、ありません、と。あつたと思うんだけど、私には見せたくなかつたんだ。だから私はそこで、調べることも駄目だと思つた。

だけど、今度内田先生方をはじめとする、検証会議の最終報告

書が出て、やっぱり印籠が必要なのかな。私は相手にされなかつたなと思うと同時に、元患者の人たちの本当に何十年にも渡る、戦前から言えば百年近くに及ぶ、忍従と虐待と差別のそういう歴史の中で、私個人ではどうにもできなかったことが、ようやく検証会議の先生方の手によってできたということで、ちょうど内田先生も徳田先生もいらっしゃるので、本当にお二方には御礼を申し上げたい。

以上です。

【パネルディスカッション】

藤本事件との関わり

関原 上告審を担当することになって、当然裁判記録を読みます。裁判記録を読んでいて、どうしてもひっかかった点は、有罪の決め手とされた松夫さんの伯父、大叔母の供述なんです。裁判記録の字面を追っている限りでは、どう突破したらいいか、検討がつかえません。そこで、控訴審を担当した野尻昌次弁護士に聞いたら、「そこが一番頭が痛いんでしてねえ」って。そりゃそうですよね、誰だっけ方針の立てようがないというか、そんなことになると思います。私にもよくわかりました。ですが、なぜ上告審になるに及んで、松

夫さんが他の弁護士に来てもらいたいと言ったのか、という疑問に行き着くんですよ。私は、そういうことにこだわってはいけません。熊本へはしょっちゅう通っていましたが分かります。熊本の人たちには、特に本妙寺のような問題は、ある程度の年配の方だったら、当然、古い言葉で言えば「らい」に対する拒否反応がある。だけどこれはそんなに簡単に解決できる問題じゃない。それと同時に松夫さんは、他の弁護士に会って、自分の胸のうちの訴えたいということだったんでしょね。それで、それをともかく聞くことが、松夫さんとの信頼関係につながる、と思っただけです。

今だから少しは話してもいいと思うんですが、松夫さんが言いかつたのはアリバイなんです。松夫さんにはいとこがいました。そのいとこの家に立ち寄った、ということなんです。その方の家に行きました。庭を箒で掃いていて、箒を私をたたき出すようなしぐさを見せるから、「まあまあちよつと待ってください」と言ってなだめて、「これは何かひっかかっていることがあるな」と思い、話をしました。もう病気に対する偏見というか、松夫さんのことよりも娘の結婚話が先なんだ、と食ってかかられた。彼女は、松夫さんの言うことと合致するような行動をしていたはずなんです。私にはどうしても話してくれなかった。ところが、ラ

ジオ放送の記者のインタビュには答えてくれたんです。

弁護士でなければ話してくれない、という思い込みはやめて、報道関係、ジャーナリストの人たちと共同作業すれば、何かの糸口はあるだろうと考えて試したのは、一九六〇年だったか、伯父と大叔母のところに、東京のラジオ放送の記者と、菅生事件で無罪になった坂本さんと三人で出掛けたんです。そしたら、ジャーナリストに喋るといふことで、話してくれた。複雑な事件の時には、弁護のテクニクでもあるんだけど、状況を見極めて、こうやると、ひょっとしたところで、成果がでるといふことは、菅生事件を通じて知り、藤本事件でも試みたら、あの口の堅い二人が、ちゃんと話してくれた。ホッとしましたね。これがラジオで放送されると運動が盛り上がり、結果としてそのいとこが取材に応じてくれ、松夫さんの言うことの裏づけをちゃんとしているんです。ところが後になってそれがうまくフォローできないことになって、こうなっちゃいましたけど。もっと機微にわたることは言えないから、これは墓場に持つていくしかないと思っています。

徳田 私が藤本事件に強い関心を持つようになったのは、国賠訴訟の中で二つのことを感じるようになったからです。一つは法律家の責任といふことです。もともとこの裁判自体は、亡くなられた島比呂志さんが、私たち九州の弁護士に宛てて、「らい予防法」

のような世界に例のない悪法をこんなに長く存続させた責任は弁護士会にあるのではないかという手紙を出された。それを受けてこの裁判は始まった訳でして、私たち自身の長い長い不作為の責めをどう償うのかというのが、この裁判を始めた大きなきっかけです。そうした形で始めた裁判の中で、私たちにはつきりしてきたのは、藤本さんが特別法廷で裁かれた、熊本地方裁判所の構内に入れてもらっていない、公開の裁判すら受けてない、ということだったのです。「らい予防法」ですら、法令上の根拠に基づいて療養所外に出る必要があるときには出ることができると規定していたにもかかわらず、裁判所はらい予防法を超えるような過酷な隔離政策を貫徹しようとした。こういう問題をそのまま放置しておいて、日本の司法というものは、果たして司法の名に値するか。そのことが一つです。

もう一つは無らい県運動です。戦後、一万床増床計画というのが一九五〇年から始まり、全国各地に未収容のハンセン病患者がどれだけいるのかという調査が行われました。それこそ一桁のところまで未収容のハンセン病の患者数が把握される。一万床増床計画を効率的にやりぬくために、戦前行った無らい県運動を再びやろうということが、ハンセン病療養所所長会議で決議されるわけです。その結果、全国各地のハンセン病と疑われた人たちをあ

ぶりです。要するに隣近所の人たちがハンセン病と疑われる人たちを次々とあぶりだしていくような仕組みが作られていくわけで、そういう背景の中で藤本さんはハンセン病だという疑いをかけられ、再三に渡る菊池恵風園への収容勧告を受けます。そういう戦後行われた無らい県運動が、藤本事件の背景として極めて大きいと私自身は受け止めました。国の責任を裁判で断罪すれば、それはそれで一つの区切りがつくかもしれないけれども、無らい県運動の中で、私たちの社会全体が果たした役割は少しも裁かれたいのではない。隣近所の人たちや、教え子をハンセン病療養所に追いやった学校の先生たち、そうした社会全体が無らい県運動の一端を担ったという仕組みが作られたという問題に少しもメスが入らないままにハンセン病問題が終わるとしたら、結局ハンセン病問題はどうかだったのか、ということになる。

今もなお一三の国立療養所に四千名近い方がいらっしやいます。故郷に大手を振って帰れない状況は今も変わっていない。らい予防法が廃止され、国賠訴訟があれだけきれいな勝ち方をして、故郷に大手を振って帰りにくい状況が存続しているのはなぜなのか。それは無らい県運動が、きちつと総括されていないからではないか。そのためにも、藤本事件の背景としての無らい県運動を解明しないといけないのではないかと考えたのです。そんなこ

とから藤本事件に強い関心をもつようになりました。

内田 検証会議では、非常に重要な項目として藤本事件を取り上げさせていただきました。この藤本事件に対して検証会議が臨む視点は、二つございました。一つは、アイスターホテル宿泊拒否事件にも見られる、ハンセン病に対する差別・偏見を作出する原因となった無らい県運動との関係という視点です。その際、戦前の無らい県運動と戦後の無らい県運動との関係についても、少し検討したいと考えました。と申しますのも、強制隔離を実現するという形で展開された無らい県運動は、ある意味では戦前より戦後のほうがより厳しいものがあつたと考えることができるからです。日本国憲法の下で戦後の無らい県運動が展開された。この視点を外すことはできないだろう。そして、その下で多くの悲劇が生まれ、藤本事件も生まれたということです。

もう一つは、検証会議の役割はたくさんございますけれども、国の誤った強制隔離政策に対して各界がどのような役割を果たしたか、ということについてきちんと検証するということです。そしてそれを通じて、国や自治体だけではなく、各界が自ら犯した過ち、役割というものを認めた上で、改善を図っていく、あるいは未来に向けていろんなアクションをしていく。そのなかで、法曹界、法律家、法学界は、誤った強制隔離政策においてどうい

役割を果たしたのか、という点です。国の誤った政策による人権侵害を阻止する、あるいは人権を擁護する、こういう役割を法曹界、法律家、法学界は期待されているにもかかわらず、不作為によつてそういう役割を果たさなかつたということもありますが、作為によつて誤った強制隔離政策に積極的に加担する、そういう作為での役割という面についてもきちんとしていく必要があると思ひました。藤本事件をいうのは、実は、不作為の役割というのではなく、むしろ積極的に強制隔離政策に与するという形での役割を果たしたのではないか、という観点でアプローチさせていたということではありません。

作業の内容ですけれども、検証会議というのは、裁判より広い角度で問題を明らかにしていくという観点から、藤本事件の裁判についての資料を集め、分析することだけではなく、藤本事件に対して自治会と全患協がどのような闘いをすすめたのか、それから市民がどのような支援をしたのか、藤本事件についてメディアはどのような報道をしたのかにつきましても、資料を収集し、分析をさせていただいた、というのが一つです。もう一つは当時藤本事件に関わつて、さまざまな活動をされた人たち、特に入所者で関われた方たちからお話を聞かせていただきました。それらの成果は最終報告書の中に掲載させていただいております。

ので、ぜひお読みいただければと思います。当時の新聞報道につきましては、かなり詳細に収集いたしましたので、資料の中に掲載させていただいておりますので、どういう報道がなされたのか、国民が、藤本事件をどういうふうな受け止めたか、についても関心をもつてアプローチしていただければと存じます。以上です。

特別法廷の設置とらい予防法

関原 直接関係ありませんが、明治のころの裁判、つまり日本が近代的な刑事裁判制度を取り入れたころの裁判事件をいくつか調べたんですが、裁判というものはこういうものだと知らしめたために、世間的に有名な事件は、それこそ大きな講堂を使って、裁判をやっています。それから戦後は、騒擾（騒乱）事件というのがありました。例えば、平事件（一九四九年福岡県平市の騒擾事件。被告）というのがあります。これは騒擾事件ですから、被告人の数がえらく多いんです。それもやっぱり学校の講堂かどこかでやっていますね。だから、裁判所じゃなくて、裁判所外で法廷を開く。その場合でも、明治時代はむしろ大勢の人に来てもらいたい、新聞記者にも報道してもらいたい、ということだったし、戦後の事件では、被告人の人数が多すぎて法廷では間に合わないから、広いところでやったというわけです。

だけど、件の菊池刑務所支所に限定して言いますと、確かにあの環境は、一般の傍聴者が入れる状況じゃないんですよ。熊本県弁護士会の弁護士の中にはこういう事件の国選を体験された方が何人かいると思いますよ。あの特設法廷を使って、裁判に立ち会ったんじゃないかと思えます。私は、特設法廷で何回も面会しましたから慣れましたけれども、そういう意味で私自身がらい予防法と憲法との関連を意識しなくなるという、そういう怖さを感じます。というのは、どうしても被告人と十分話をしたというところが先になってしまふ。それは実務家の陥りやすい罠かもしれない。確かに確かに私自身、こんなことでいいのか、なぜハンセン病の人だけがそういう特別な裁判所で調べを受けなきゃならんのか、そういう疑問は持っていたんです。電波法違反で捕らえられた鹿地事件（一九五一年作家の鹿地巨氏が米軍諜報機関に拉致監禁され、釈放と引き替えに日本警察が彼をソ連のスパイに仕立てた事件）、これは筆跡鑑定が私の担当で無罪の一因になったんです。この場合、被告人は肺結核だったんです。それで裁判所は、病気が治るまで待ちましょうということ、ずっと裁判が延びたんですよ。結核の人だったから、そうやって裁判を、被告人が裁判に耐えうる状況に改善されるまで待ちましょうといえるのに、ハンセン病の人たちはどうしてそういうような配慮ができないのだろうか。結局これは裁判の名を借りた、元患者さんに対する見せしめ、懲罰なんです

よ。そういう意味しか認められない。もつとはつきり言えば、特別の法廷を作り、特別の施設を作ること自体が、治安対策として考えていたとしか言いようがない。

徳田 私が強くなるのは、二つあるんですけども、一つは、当時も含めてだと思えますけども、公開の裁判を受ける権利がなぜ憲法上の権利なのか、ということなんです。要するに日本の裁判官や弁護士を含めて、公開されるということがなぜ憲法で保障されているのかという意味を本当に理解してなかった、としか言いようがない。国民の目にさらされる中で、裁判が行われるということがなぜ大切なのか。これはハンセン病の問題をやつてきますと、本当にわかるのですけれども、療養所の中で強制労働だとか、あるいは断種・墮胎がさまざまの数で行われています。例えば厚生省に残っている統計で、三千件を超える人工妊娠中絶が行われています。なぜそういうことがやれたかという、隔離された、密室の中だったからなんです。なぜ憲法が、裁判の公開を原則として定めたのか。まさに公開されることによって真実が担保される、これはどのような理由によつても侵されないものとして、憲法が定めたはず。それをあたかも被告人自身の利益であるかのごとき理由で、平然と破る。それが、お手元の資料にある当時の裁判官の談話（一九五六年四月一日付朝日新聞）に強く感じます。

もう一つは、ハンセン病に対する差別・偏見です。これは特別法廷の設置と密接不可分だと思えます。法廷はどのような形で、裁判官たちはどのような服装をしたのか。裁判官、検察官、弁護人、それから法廷の立会いの事務官は、みんな手袋をしています。直接、証拠物や裁判資料を扱うということを彼らはやっています。手袋をしなければ、訴訟資料を触れないのか。それはまさにハンセン病に対する差別・偏見そのものです。そういう自分たちが手袋をし、証拠物を箸ではさんで、法廷内で取り扱っていたということ。何人かの当時を知る人が証言しているわけですから、これも、ハンセン病の差別・偏見と深く結びついていたがゆえに、この特別法廷が出てきたのです。

内田 特設法廷は、藤本事件だけではありません。検証会議では、最高裁に問い合わせ、一覧表を最終報告書に載せておりますが、かなりの数にのぼっています。特設法廷を認めるか認めないか、この問題というのは、実は最高裁にとってはらい予防法の下でいかなる人権侵害が行われていたかということを知る絶好の機会だったのではないかと気がします。国賠訴訟では遅くとも一九六〇年以降はらい予防法は違憲だったと認定されていますが、私ども検証会議は、日本が一九〇七年に強制隔離政策に踏みきる、その出発点から全く医学的根拠がなかった、というふうと考えて

います。そして、そのような隔離された療養所の中でいかに日本国憲法と全く反対の世界が開かれていたかということは、特設法廷の問題を契機にして、最高裁がその気になれば検証できたはずだ、という気がするのです。とすれば、その時点で、特設法廷を認めないだけではなくて、このような事態を放置できないとしても最高裁が考えたとなれば一九五三年の「らい予防法」制定は裁判所として認められない、というアクションを起こしえたはずだ、というふうに思うわけです。にもかかわらず、最高裁判所は特設法廷の問題の奥にそのようなすさまじい日本国憲法に反する世界がある、ということをもった調べようとせず、簡単に特設法廷を認めた。なぜ認めたかという、無らい県運動によって作出された差別・偏見が、裁判官にも、検察官にも、また弁護人にも影響を及ぼしていた。特設法廷は全然問題ないと考えた奥に差別・偏見がある、ということさえも気がつかなかった。こういう事態があるのではないかと思っております。

三度の再審請求

関原 実務家という言葉はあまり使いたくないけれども、弁護人というのは、ありとあらゆる機会を設けて、打つ手は打つ、というのが原則なんです。ですから、(殺人未遂事件で再審請求

をしなかったことについて）考えれば打つべきところがあったにもかかわらず、それをしなかったということは、今反省しても間に合いつこないんだけれども、やはりそのときの状態では——。例えば、一九五三年ごろから、八海事件の上告審に関わったんです。地元広島島の原田香留夫弁護士は、実務家的な優れた感覚でもって、広島高裁で死刑判決が出て、上告する段階から最高裁に掛け合っていたんです。何を掛け合ったかというところ、まず提出日が決められる前に上告趣意書の提出の延期を求めたわけですね。これは実務家としては非常に実践的な、具体的なやり方なんです。そういうようなことを藤本事件について、やったかと聞かれると、私のところに来た段階では上告趣意書の提出期限は決まっている。決まっていたから、やらないではいけないと思うので、可能性のあることは必ずやらなきゃいかん。そういう意味では弁護士活動というのは、一瞬たりとも、使える手は全部使え、という教訓にしてほしいということです。

それから、再審段階になっても、十分手を打ったかというところ、あとになって振り返ればやっぱり出てきますよ。だけど、裁判所交渉を綿密にやるというのは、私が一九六五年頃から担当した白鳥事件の上告審で、これはもう、本当に今までのいろんな体験を通じて、こんな懲りずに裁判所交渉をやったという体験はないけ

れども、手を変え品を変え裁判所と交渉している。だけど、交渉できた背景は何か、ということがある。バックがあるかないかというの大きな違いなんです。当時、ある別の事件も、最高裁第一小法廷に係属していました。それで「白鳥事件で来ました」と言うと、「わかりました、どうもご苦労様です」と言って、応対してくれる。次に、同じ人間が同じ書記官に、「〇〇事件で来ました」と言ったら「あ、そうですか」ってなもんでね。この違いは一体なんだろうということ、まざまざと感じていたんです。やはり裁判所は、私個人を見てるんじゃないんです。私の後ろを見てるんですよ。私の後ろをみて、その私の後ろにいるパワーと応対していた、と後になって気が付くんですよ。裁判所に圧力をかけると言っているんじゃないんです。やはり国民の関心と、注目度の高さというのが、現実には裁判の公正さを担保する手段であるのだと実感したんです。

将来への展望——差別の克服

関原 あと四年すると、裁判員制度が始まります。個人の体験しか話せませんが、二年間の修習生の時、研修所でやる勉強以外に、現場修習と行って、検察庁、民事裁判と、刑事裁判と、弁護の研修で、現場をみて歩きます。修習生は、裁判官と合議す

るときも一緒にいます。裁判官の合議っていうのは、いかにももつともらしく、合議の秘密とか言いますが、実際合議を側にいて見えますと、そんなに難しいことではないんです。私の修習三期のころは、結構いろんな体験を経た連中がいたんですけど、逆に、裁判官より世間を見る連中が何人かいたんですね。法廷のひな壇の上に登っているとき、偉そうに見えるけど、人間的な側面、事実を見る力というのは、裁判官だからといって、特に優れているとは思えないんです。事実を見る目はむしろ、市民の観点で見れるのではないかと。別に裁判所の悪口じゃなくて、実態はそういうことだと思っんです。

それから、修習しておもしろいなと思っしたのは、検察修習のとき、同じ部屋に大堀誠一という、後に検察官になった男がいたんです。それは藤本事件の起訴検事です。取調べ検事であり、起訴検事なんです。私は最高裁に行つて記録を見たときに、「なんだあいつがやったのか」と。なんと言うか、具体的に、人間的なものとして接触してるもんですから、「彼だつたらこういうことをやっただろう」とか、今度は裁判官になった人を見て、「彼ならやっただろう」とかね。そういう意味での、裁判官とか、検察官の、人間的なそういう心理が、実務に入つてからも見れるんですよ。そういう体験から、裁判員制度になつたときにも、裁判員たちが、

「裁判官だから偉い」なんて思わないでほしい。事実を見る目は、市民といえども、裁判官といえども、同じなんだということをどこかで分かつてもらいたい。

それからもう一つ、私どもの研修所のクラスの教官は、高木一という検察教官だったんですが、その人がこんなことを言つたんです。「帝銀事件の平沢貞通は、犯人でないという証拠はない」と。この意味は分かりますか。本来は検察官が有罪を立証すべき立場なのに、弁護人は平沢貞通が犯人ではないという証拠を出さなかつたと言っんです。新刑事訴訟法を知つてるのかな、と私はびっくりしました。だけど、その後に、彼とは白鳥事件を通じてまた会っんですよ。どういうことかという、彼は札幌地検にいたときに白鳥事件を起訴します。今度は、最高裁の段階で、高木検事が最高裁検事になつて、担当の検察官が出てきたんですよ。本来ならば最高裁の段階になつたら、違う検察官が客観的に見てやるべきなのに、一番でやっただから、最高裁の段階になつたら、最高検察庁の検察官にするから担当しろ、というふうなあてつけ人事のやりかたをする。卑怯だと思ひましたね。時間がないからあまり言えないけれど、八海事件のときも、もつとひどい体験をする。そういうことで、いろいろ体験しましてね。だから今度裁判員の人たちが、やつてごらん、と。だからといって、裁判

官を馬鹿にしろと言つてゐるわけではなく、むしろ、堂々と発言してくださいよということ。悪い裁判をさせないためには、国民自身がかつかりしないと、結局自分が自分の首絞めちゃうよ、ということを言いたいのであります。

徳田 無らい県運動を全体的に克服するためにということになると、これはなかなか難しい問題だと思います。「らい予防法」が廃止されてもう一〇年以上にもなりますし、国賠訴訟の歴史的な勝訴からまもなく四年が経ちますけれども、ハンセン病に対する差別・偏見というのは今なお根深いものがある。それはアイスタ―事件で非常にはつきりした、と感じておりまして、それを克服するためにどうしたらいいのか、ここで短時間に明確にお話する自信は私にはありません。ただ、私が申し上げたいのは、無らい県運動という形で、社会全体が総動員されるような、そういうハンセン病隔離政策が展開された中で、自分たちが果たした役割、責任というのは一体何だったのか、ということをそれぞれにおいて、今度の検証会議の最終報告書を手がかりにしながら、明確にしていくことがまず先決だろう、という感じがしています。そういう意味で、無らい県運動を背景とした隔離政策が、全国的に展開していく中で、法曹界、法律家が果たした役割、犯した過ちとこのを、総括する際に、藤本事件は避けて通れないだろうと思

います。

特別法廷の問題、公判における裁判官の着衣等の問題を申し上げましたが、もつとすさまじいのは、死刑執行の状況です。死刑が執行されたのは一九六二年九月一四日ですが、当時の中垣法務大臣が死刑執行命令書に押印したのが九月一日、まだ第三次再審の申し立ての審議中ですよ。第三次再審というのは、初めてアリバイが証拠として提出される、その再審。そして九月一三日に再審却下が出ると、翌朝午前七時に藤本さんは菊池から福岡へ移されて、その日のうちに処刑されているのです。こんな異様な死刑執行があるでしょうか。そこに、およそ当時の司法を担った人たち、最高裁含む裁判官、それから法務省、検察官が、藤本さんという一人の人間の命を、どのように扱っていたのかということ、死刑執行状況にも端的に現れている。そういう問題に、全く蓋をしたままで、何が司法改革ですか。私たちの国の司法は、そんな形で一人の人間の命を、奪っているんです。その問題について、メスも入れずに何を改革するんですか。自分たちの犯した過ちに、まさに臭いものに蓋をするような形で、自分たちが何をどう変えなければならぬのか、ということを明らかにしないで進められる司法改革は、私は信用できない。法曹界あげて、この藤本事件を見直すことがどうしても必要ではないか、という感じを

強く持ちます。そういうわけで、私は法曹界の責任という範囲を超えた責任について、私には発言するだけの資格も力量もないんですけれども、アイスター事件と、その後に表示された誹謗中傷事件というものを、もつと全国各地津々浦々に、今なおどんな差別が残っているのか、そのことによって、療養所に今も入所されている方々や、社会の中で生活している方々がどれほど傷ついたのかということ、私たちが学ぶ場を、何百回、何千回、何万回と日本中で展開をしていくということなくして、無らい県運動の克服はありえないんじゃないのかなと思っています。

内田 検証会議を二年半ほどいたしましたして、委員一同痛感いたしましたのは、あまりにも知らなかったということです。それから、もう一つは、いかに自分たちが加害者の立場に与していたか、そのことに気付いていなかったということです。被害観も一変しました。被害を語れないという被害についても教えていただきました。被害は決して過去のものではなくて、今も続いている、これからも続いていくんだということを非常に痛感しました。被害はいまだに救済されていないし、回復されていない。検証会議は再発防止のための提言をさせていただきました。しかし、何よりの再発防止といえますのは、現在も続く被害を救済し、回復することではないかという気がしております。療養所の納骨堂の中には、

故郷に帰れない、引き取り手のない遺骨が数多くございます。この遺骨の数こそが、現在も続くハンセン病に対する差別・偏見の深さを物語っているのではないかという気がいたします。検証会議は、国に対して、様々な再発防止策を実行する道筋をつけるためのロードマップ委員会の設置を提言いたしました。厚生労働大臣は設置すると国会でも約束しましたので、おそらくは来年度中に設置されるだろうと思います。ただ、規模とか時期とか、人選についても、樂觀は許せません。まだまだ監視は必要だろうという気がいたします。しかしながら、国や自治体だけではなくて、国の誤った強制隔離政策に加担した社会も自らの問題として受け止め、そして改善していくことがなければ、決して再発防止は実現しないだろう。我々一人一人も、自らの問題として受け止めて、自ら変わっていかなければ、今も続く被害は救済されないし、回復されないと思われます。ハンセン病は決して特殊な問題ではないということです。ハンセン病に見られる差別・偏見、誤った政策は、随所に見られます。被害救済という観点から見ると、藤本事件は非常に重要な問題ではないか。この藤本事件を生み出した原因が、法曹界、法律家、法学界にあるとすれば、法曹界、法律家、法学界が、その責において、この今も続く被害を救済し、回復するということは、当然の責任ではないかと思いま

す。

検証会議は、司法改革は検証の対象としておりませんが、個人の意見として言えば、藤本事件を解決することが真の司法改革ではないかという気がいたします。ただ、検証会議を通じて痛感いたしましたことは、被害の救済、回復を図るときにまた差別・偏見の圧力がかかってくる。この差別・偏見の圧力の故に、被害の救済回復を図られることに躊躇される、という状況があるということです。こういう問題を打破していかなければ、被害の救済、回復はできない。ある被害を救済、回復するというのは、それに向けられる差別偏見と闘うということですから、差別偏見の打破と両輪でないと実現できない。そういう意味で、藤本事件について法曹界、法律家、法学界の方たちが、今後がんばっていたかどうかということですが、それとともに、我々一人一人が名譽回復に向けた運動を支えるという形で関わっていかなければならない、という気がいたします。検証会議はこの三月末で解散いたします。最終報告書は、みなさんへのバトンタッチという形で作らせていただきました。最終報告書を、一人一人、あるいは各界の方々を受け止めていただきまして、それをひとつの材料にして、今後どうすればいいのかということを考え、そして行動していただければというふうに考えております。

死刑について―質疑応答から

関原（遺言書について）その当時、藤本松夫さんは、字を書く

ことはできたかもしれませんが、実際には拘留所の看守部長が代筆しています。執行直前の状況から言うと、遺言書を書けと言われても無理です。だいたい、死刑を執行されるなんてことは、ぜんぜん予期していません。日本の死刑執行制度は、密行主義といって、全く秘密裡にやりますから。ただ、一つ言えることは、彼が一生懸命、丹念に、二つのインク壺のインクを入れ替えているということとは、看守から聞きだしたんです。彼は急に何か言われたけれども、精神的な動揺を抑えるために、一生懸命インク壺の入れ替えという作業をやったんじゃないか、というふうにしか思えない。

ある段階で藤本松夫さんが、死刑囚の心理をそう簡単にはいえないのだけれど、弱気をみせたことがあったんです。それで、石田三成の古い話をしたんです。石田三成が処刑される直前に柿の実を食べないかと言われたときに、石田三成が「いや、柿を食べますと、体が冷えますからいいです」と言ったという、そういう話があるんだよ、ということ、「あくまでも自分が無実だと信じて聞いなさい」と。だけど、あんまり言いたくないけれども、死刑の執行は熊本ではできないんだから、福岡へ回されると思っ

たときは—なんと言ったのかはつきり思い出せないんだけど—
「そのときは大変なんだからな、そのつもりでいろよ」と言った
ことはあるんですよ。だけど、私がそう言ったのは処刑されるず
いぶん前のことです。処刑が一九六二年ですから、その二年前の
一九六〇年に伯父と大叔母の話を録音して、それですぐ松夫さん
に会って、「今まで検察官にとられたあの調書は、実は事実と違
うんだよ。ようやく二人は認めてくれたんだよ」と伝えたときの
彼の喜び方といったらないんですよ。だけどそういうふう喜んで
いるときに、今言ったような話をすることはできません。私は
また、松夫さんのお母さんにもこのことを伝え、「親戚にそうい
う話を流しなさい」と言いました。そのころから彼の外に對する
アピールが変わってくるんです。やっぱり、無実の確証を得た、
というのか、伯父と大叔母がようやく、自分の意に沿ったことを
言ってくれた、ということなんでしょう。それから、ジャーナリ
ズムに注目される。ラジオ放送も番組を組む。彼は本当にそうい
う意味で、明るくなっていくんですよ。すごく分かるんです。だ
けれども、私はやっぱり怖いですよ、どこかで。実務家としては、
怖いと思うから、「福岡へ回されることになったら氣をつけろよ」
と言ったわけです。「氣をつけろよ」という言葉は、もつと言え
ば、「抵抗しろよ」という意味なんですよ。だけど、国家権力に

對して抵抗しろ、と言ったところで、それは無理なことはわかっ
ているけれど。

一方、刑務所当局は、彼のこういう変化を感じて、松夫さんを
洗脳し始めるんです。つまり「お前さんの再審はどうも通るらし
いから、ここに居るんじゃないか」と、「福岡に行ったらどう
だ」ということを、ちらつちらつと言って、いつの間にか松夫さ
んは、福岡に行くことは、自分の再審が通ることではないかと思
い込む、というプロセスがあるんですよ。だけど、これは本当に
残酷な話なんだけど、そういう機微に触れるような状況のなかで、
弁護人としてどうやって説明するかは、本当に大変なんです。で
すからその辺はなんとも言いようがない。本人の氣持ちが高揚す
ればするほど、私は危険性を感じる。だけどその危険性を感じる
ということを言えるものじゃないです。だから本当に難しい局面
だったし、そのころは私自身、いつまでも横浜から通うわけには
いかなないから、福岡の修習同期の諫山博くん、バトンタッチし
てくれないかと言って、諫山事務所にいた横山茂樹弁護士に頼み
ました。だけれども、今言ったようなニュアンスをどうやって伝
えるかというのは、至難の業です。一方ではさっき言ったように、
弁護人が面会に行くといっても限られた時間になる。だけど、刑
務当局のほうは客観的な運動がますます高揚していく中で、綿密

な計画を建てて、結局彼を巻き込んでいったんじゃないかと。これは十分、私は推測じゃなくて事実だと思うんですよ。じゃあ前は何をしたかと言われると、これは権力の残酷さ、権力の残忍さ、ということに対してはそれ以上なんとも言いようがない。

処刑されたときは、私だって半分以上おかしくなってるんじゃないかと思うくらい、大変だったと思います。東京で先輩の先生方をつかまえて、「あんた一体何やってんだ」とどうも怒鳴ったらしい。失礼なことをしたと思っっていますが。権力というのは、本当に怖いですな。だから、死刑は絶対に嫌だという、そういう気持ちでおります。

再度の再審請求の必要性・意義について

内田 先ほど申しましたように、藤本事件に見られる被害は、いまだ救済回復されていない、と思います。この被害の救済回復を図ることは非常に重要な意味を持ちます。そして、この被害の救済、回復を図れるのは国ではなくて、やはり司法だろう。司法が犯した過ちだとすれば、その犯した過ちを是正するのは司法だろうというふうに思います。そういう意味で検証会議は、藤本事件については司法にバトンを引き継がせていただいた、と考えています。司法がこのバトンを引き継いで、被害の救済回復に向けて

役割を果たしていただきたい、というふうに切望しているところ
です。その場合、再審といたったことが考えられると思いますが、
一つ注意しなければならぬのは、通常の再審とは少し性格が違
うのではないかと思われるところです。無罪などとすべきような
証拠が新たに発見されたということで裁判をやり直す、というの
が通常の一般的な再審の考え方ですけれども、藤本事件の場合は
通常の再審とは違った側面がある。それは先ほどからも出ていま
すように、「らい予防法」からも逸脱したような、そういう出張
裁判が行われたということですから、そこでは十分な弁護も
行われなかった。こういったところが再審においてどのように受
け止められるか。その点が十分に受け止められないとすれば、司
法における差別・偏見の問題はまだまだ残る。その意味で、これ
をどのように受け止めていくのかということが、今後の問題を考
えていくうえで非常に大きいのではないかと、このように考えてお
ります。

関原 ちよつと補足しますけれども、古いことを言うけど、説明
は勘弁してください。戦前の事件で、吉田岩窟王事件というのが
あったんです。名古屋高裁で再審で無罪になるんですけど、再審
無罪になった理由は、彼が戦前から言い続けていた、共犯といわ
れる二人の詫び状をとったという、その詫び状だけが何回もやつ

た再審の理由なんですよ。何回も同じことをやったら考えるんじゃないかと、私は「明らかな新たな証拠」というのは、裁判所が再審無罪を出す段階で、原判決と、再審開始を出す動機との間に「明らかな新たな証拠」があれば、その証拠がいくら前に言った主張であつてもかまわないという意味なんです。今回の横浜事件の再審開始決定を「らんになれば分かる」と思いますが、実際は、原判決と裁判所が再審を開始するときの「明らかな新たな証拠」ですから、証拠が新しい、古いではないんですよ。ポイントさえ合えばいいんですよ。言ってる意味が分かりますか。再審というのは「明らかな新たな」にこだわるな、と。要するに裁判所の腹一つでできるんだ。日本の刑事訴訟法には、アメリカやイギリスのような救済法は表向きにはない。しかし、裁判所がその気になったらできる、ということはすでに吉田岩窟王事件でやっている。今度は横浜事件でやったじゃないか。横浜事件なんて、拷問を受けていたって前から言っていたことですよ。再審開始の請求は、あくまでも再審開始をする裁判所が決めていいんだ。そうでないと、吉田岩窟王事件や、今度の横浜事件の再審開始も、説明はつかない。つまり、刑事訴訟法の再審条項は、実は無事の救済に使えるということを示していると理解できる。あとは理論立てて証拠立てては別だけれども、そういうふうに見えるかどうか

いうことはないんじゃないですか、ということをお願いしたい。それが、本来の刑事訴訟法の正義の実現ではないかと思うんですよ。ちよつと、表現が練れないけれども、言いたいことは、そんなに難しく考えなくてもいいんじゃないかということですよ。

徳田 いろいろ申し上げたいこともあるんですけど、お手元の資料に、藤本さんが執行される数ヶ月前に書かれた手記があります。「マドモワゼル」（小学館発行）に載った手記です。これは七月号です。死刑執行される三ヶ月か四ヶ月前に書かれたものだと思いますけども、ここにはこう書いてあります。「私は再審願いが受理されて、無罪が証明されることを信じて疑わない。私のライは根治している。失われた一〇年の悲しみは返らないが、私は晴天白日の身となつたら、故郷に帰って働くだろう。幸薄かつた母の老先を幸せでうずめ、娘の父であることを、誇らしげに名乗ろう。そんな日の到来を疑わない。真実は暗闇に閉ざされてはならないのだから」。

これを読んで、なおかつ特別法廷、あるいはその法廷の中の様子、死刑執行の状況を知って、再審を考えない弁護士はいないだろうと私は思います。それはハンセン病に関わろうと、関わるまいと、私たちの国のハンセン病隔離政策と、その渦中にあつた裁判所は、こんな人の命を奪っていったんだ、ということですよ。

すから私は一弁護士として、どんなことがあっても再審をやりたいと思っています。今日関原先生から、たくさん示唆に富むお話を伺いました。伯父さん、大叔母さんの証言というのが、新たな再審請求の中で出てくると思います。それもこれからの武器になるだろうと思いますし、当時と現代の法医学のレベルはもう全く違ってきます。現代の法医学のレベルでこの有罪判決の根拠となった法医学鑑定を検証するというのも、私たちににとっては非常に大きな「新証拠」としての意味を有することになるであろうと思いますし、またこのような裁判を許してしまったということについての、弁護士なり、あるいは憲法、刑事訴訟法、刑法の研究者の方々が、この問題をどう捉えるか、ということについて、私は、鑑定書、またはそれに類するものをできるならばそろえて、再審がいわば司法を見直すという形で展開されるようになればいいなと願っています。

ただ実際には、再審は私たちではやれないわけです。私たちがやれるなら、本当に今日にでもやりたいなと思うんですけど、再審の申し立てをできるのは、一定の範囲の遺族に限られているんです。遺族の方々の置かれている状況というのは、いろいろ問題があるわけですから、第四次再審請求はあるのかという質問に対しては、今の段階では残念ながら我々弁護士として、なんとし

ても再審をやりたいと願っている、というふうに申し上げる以上のことは申し上げられない。それはこの問題が、単なる冤罪事件だけではなくて、ハンセン病に対する差別・偏見というのが、アスター事件に見られるように、現実はまだ私たちの暮らしている社会の中に深く根ざしている。遺族の人たちから見るときに、ハンセン病に対する差別や偏見というのが本当にひしひしと感じる状況が少しも改まっていない。その上に私たちがどんなに強く願っても、まだまだ克服しなければいけない壁が厚いということです。それだけ申し上げるのが精一杯なところです。

藤本さんのこと―フロアから

菊池恵楓園から参りました志村です。今日、関原先生の大変元氣な姿を見、それからお話を聞いて、大変心強く思った次第です。私は、関原先生から、次のようなことを言われたことがございます。娘さんが、国民救済会のほうでお世話をして下さって、高校を転校されたという知らせを受けて、私は、藤本さんが処刑されるその前日、恵楓園の自治会渉外部長として、藤本さんに会いに行きました。関原先生に、「藤本さんにそのことを知らせたことも死刑を早めた一つの原因ではないか」とお伺いしたんですが、「無しとはしないでしょう」と言われ落ち込んだ思い出がありま

す。

私は、藤本さんとは、二人で握手して、肩を抱きながら「また来ます」と言つて帰つた。で、翌日、私が風呂に入るために、自転車で風呂場のほうに行つていたら、松夫さんの弟さんが小走りに走つてこられた。「どうしましたか。私、昨日松夫さんに会いましたよ。」と言いました。顔が青ざめていました。「これを見てください」と。そして電報を読みました。「十四日、藤本松夫、刑務所にて死す」とあつたんです。昨日会つてきた藤本さんがです、ね、翌日死んだといふんです。二回読んでも分からなかつた、三回目によく「やられた」と思つた。このマドモワゼルに書いてありますように「自分は根治している」。根治しているなら一般刑務所に入れていいじゃないですか。藤本さんは、朝早く、医療刑務所を出て、福岡の刑務所に着きました。時間が早く着いたんだけど、刑務所の中に入れなかつた。刑務所の中さえない。そして、刑務官から「藤本さんいよいよお別れですね」と言われて、藤本松夫氏は「転勤されるんですか」と問い返した。死刑の執行の書類は見せてないんだ。そうやって熊本から、福岡刑務所まで移送してきた。そういうことが、日本の法律の中でどうして許されるのですか。日本には法律がないんです。ハンセン病患者の人権に対する法律がないんです。だから、藤本さんには

日本国民としての人権が存在しなかつた。だから、むちやくちな裁判をやつてくれた。なぜ彼を、死刑台にのぼらせる前に社会復帰させられなかつたのか。それは裁判官が悪いのか、司法全体が悪いのか、日本国民全体が悪いのか、私には分かりません。しかし彼が虫けらのように、人間でありながら人間と認められなかつた、という事実をみなさんぜひ忘れないうでほしい。今日はどうもありがとうございます。

(以上)